

24教健第338号
平成24年 7月18日

一般社団法人愛知県学校薬剤師会会長様

愛知県教育委員会健康学習課長



麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の
一部を改正する政令の施行について（依頼）

日ごろは、学校における薬物乱用防止教育に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、平成24年7月6日付けで文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課から別添1のとおり事務連絡がありました

つきましては、別添2のとおり各県立学校及び各市町村教育委員会へ通知しましたので、本依頼の趣旨を御理解の上、学校に対する御指導及び御助言をお願いいたします。

担 当 保健グループ（三浦）
電 話 052-954-6794（ダイヤルイン）
ファックス 052-954-6965



事 務 連 絡

平成24年7月6日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課 御 中
各都道府県私立学校主管課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を
指定する政令の一部を改正する政令の施行について

標記について、平成24年7月4日付けで厚生労働省医薬食品局長より通知がありました。

については、本内容を確認するとともに、必要に応じて関係機関に周知方よろしくお願いたします。

(本件照会先)

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課保健管理係

TEL : 03-6734-2976 (直通)

FAX : 03-6734-3794





薬食発0704第3号
平成 24 年 7 月 4 日

文部科学省スポーツ・青少年局長 殿

厚生労働省医薬食品局長



麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

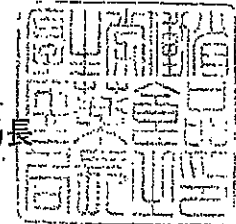
平成 24 年 7 月 4 日政令第 183 号をもって、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬
及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成 2 年政令第 238 号）が改正され、
今般、その施行について、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長
宛て別添写しのとおり通知したので、内容を御了知の上、関係各機関に周知さ
れるようお願いいたします。



薬食発0704第1号
平成24年7月4日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
殿

厚生労働省医薬食品局長



麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

平成24年7月4日政令第183号をもって、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成2年政令第238号。以下「指定政令」という。）が、別添のとおり一部改正されたので、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

第1 改正要旨

1 改正の概要

次に掲げる物質については、麻薬と同種の有害作用及び麻薬と同種の濫用のおそれの確認されたことから、これらを新たに麻薬として指定するため、指定政令を改正したものである。

① 1-ナフタレニル（1-ペンチル-1-H-インドール-3-イル）メ
タノン

② (1RS, 3SR)-3-[2-ヒドロキシ-4-(2-メチルノナン-
2-イル)フェニル]シクロヘキサン-1-オール

③ 2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン

④ 1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)
ペンタン-1-オン

2 改正の内容

次の物質を麻薬に指定したこと。（指定政令第一条関係）

① 1-ナフタレニル（1-ペンチル-1-H-インドール-3-イル）メ
タノン及びその塩類

- ② (1RS, 3SR)−3−[2−ヒドロキシ−4−(2−メチルノナン−2−イル)フェニル]シクロヘキサン−1−オール及びその塩類
- ③ 2−(メチルアミノ)−1−(4−メチルフェニル)プロパン−1−オン及びその塩類
- ④ 1−(3, 4−メチレンジオキシフェニル)−2−(ピロリジン−1−イル)ペンタン−1−オン及びその塩類

3 施行期日

公布の日（平成 24 年 7 月 4 日）から起算して 30 日を経過した日（平成 24 年 8 月 3 日）から施行するものであること。

第 2 改正政令の施行に当たっての留意事項

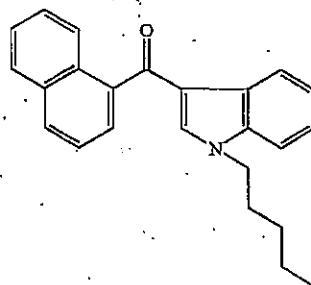
- ① 研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質（以下「麻薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、指定政令の一部を改正する政令の施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号。以下「麻向法」という。）による規制を受けることとなることから、当該施行日までにあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ② 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、①と同様に記録、保管、届出等規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ③ ①及び②について、麻向法第 49 条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する期初在庫数量については、施行日（平成 24 年 8 月 3 日）現在の在庫数量を記載するよう指導されたいこと。
- ④ 研究者及びその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、指定政令の一部を改正する政令の施行日前であれば廃棄するよう指導し、施行日以後であれば所有権を放棄するよう指導されたいこと。また、麻薬指定物質を廃棄するときは、焼却等当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導されたいこと。なお、施行日以降に発見した場合は、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたいこと。

第 3 物質の構造式等

① 化学名：1−ナフタレニル（1−ペンチル−1H−インドール−3−イル）メタノン

通 称：JWH−018

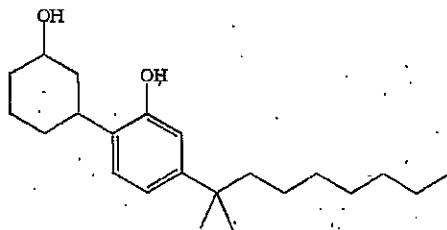
構 造：



②化学名：(1*RS*, 3*SR*)-3-[2-ヒドロキシ-4-(2-メチルノナン-2-イル)フェニル]シクロヘキサン-1-オール

通称：カンナビシクロヘキサノール

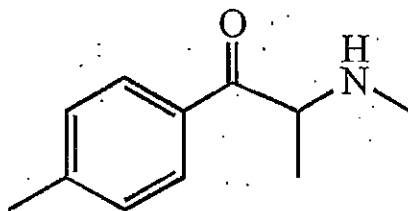
構造：



③化学名：2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン

通称：4-メチルメトカチノン、メフェドロソ

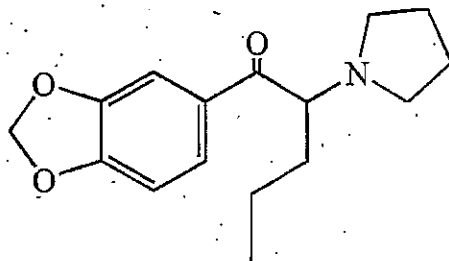
構造：



④化学名：1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン

通称：MDPV

構造：



官報

印刷・集編
刷印局立人行政法立

目次

〔政 令〕

○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一八一）

○関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一八二）

○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（一八三）

〔省 令〕

○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務六五）

〔告 示〕

○船舶に設置する無線航行のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件の一部を改正する件（総務二五〇）
○無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件の一部を改正する件（同二五二）

○船舶に備えなければならないレーダーの技術的条件を定める件の一部を改正する件（同二五二）
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務二六九）
○日本国に帰化を許可する件（同二七〇）
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産一六二二）
○高速自動車国道に関する件（国土交通七七二）
○都市計画に関する件（関東地方整備局二四三三）

〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣府 金融庁 法務省
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
三崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（農林水産省）

〔公 告〕
諸事項
官庁
財団関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された
法令のあらまし

○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一八一号）（財務省）
1 平成二四年に開催される第六七回国際通貨基金・世界銀行年次総会を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣の素材、品位、墨目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）
2 1に掲げる記念貨幣の発行枚数を、五万枚とすることとした。（別表第三関係）
3 1に掲げる記念貨幣で、一枚を容器に入れたものの販売価格を八、〇〇〇円とすることとした。（別表第四関係）
4 この政令は、公布の日から施行することとした。

○関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一八二号）（財務省）
1 関税定率法等の一部改正に伴い、次により関係政令の整備を行うこととした。
（一）開港に入港しようとする外国貿易船の当該開港への入港時の積荷について、当該外国貿易船の運航者等及び当該積荷の荷送人が報告しなければならない事項並びに当該報告の期限等を定める。（関税法施行令第二二条等関係）
（二）税関職員が輸出入者等から提出された物件を留め置く場合の手続等を定める。（関税法施行令第九一条の二等関係）
2 貨物の運送のために反復して使用される容器に係る再輸入完税及び再輸出免税の手続について、簡素化を行うこととした。（関税定率法施行令第二六条等関係）
3 この政令は、別段の定めがある場合を除き、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第一九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（政令第一八三号）（厚生労働省）
1 一ナフタレニル（ニベンチル一ヒイソンドール三トイル）メタンオン及びその塩類等を麻薬に指定することとした。（第一条関係）
2 この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。

○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務六五）

○船舶に設置する無線航行のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件の一部を改正する件（総務二五〇）
○無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件の一部を改正する件（同二五二）

第二條 関稅定率法施行令の一部改正

第二條 関稅定率法施行令(昭和二十九年政令第五百五十五号)の一部を次のように改正する。
第十六條第一項中「再輸入貨物の免稅を「無條件免稅」に改め、同項ただし書中「明らかであるとき」の下に「又は当該貨物(同條第十一号の規定により免稅の免稅を受けようとする前條第二号に掲げる容器に關する)が特別輸出入者(關稅法第七條の二第二項(申告の特例)の承認及び同法第六十七條の三第一項第一号(輸出申告の特例)の承認の双方の承認を受けた者)をいう。以下同じ。以下つて輸出されたものであつて、当該特別輸出入者の特別申告貨物であるとき」を加え、同條第二項中「に係る戻し税」を「戻し税等」に改め、免稅又は戻し税等を「戻し税等」に改め、同項の免稅の下に「又は戻し税等」を加える。

第三條 前二項の規定は、法第十七條第一項第二号又は第三号の規定により免稅の免稅を受けようとする貨物(第三十二條第一号又は第三十三條第二号に掲げる容器に關する)が特別輸出入者の特別申告貨物であるときは、適用しない。

第三十六條第一項中「加工用貨物の」及び「輸入の目的」を削り、「加工者」を並びに加丁者に改め、並びに輸出の予定地」を削り、同條第二項を削る。

第三十九條第三項中「(再輸出免稅貨物の輸出の届出)を削り、「前項の」を「第二項の規定による」に改め、「交付がされた日」の下に「前項の規定により第二項の規定が適用されない場合にあつては、輸出された同項の貨物(以下この項において「再輸出貨物」という)の輸出の許可の日」を加え、当該貨物の輸入地」を「再輸出貨物の輸入地」に改め、「届出すること」としたの下に、「前項の規定により第二項の規定が適用されない場合を除き」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、税關長は、再輸出貨物(法第十七條第一項第二号又は第三号の規定により免稅の免稅を受けた貨物に限る)が特別輸出入者の特別申告貨物であるときは、次に掲げる事項のうち必要がないと認めるものの当該届出書への記載を省略することができる。

第三十九條第三項第一号及び第二号中「当該貨物」を「再輸出貨物」に改め、同項第三号中「当該貨物」を「再輸出貨物」に、「前項の」を「第二項の規定による」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、法第十七條第一項第二号又は第三号の規定により免稅の免稅を受けた貨物(第三十二條第一号又は第三十三條第二号に掲げる容器に限る。次項において同じ)が特別輸出入者の特別申告貨物であるときは、適用しない。

第四十一條中「第三十四條 第三十六條第二項」を「第三十四條第一項及び第二項」に、「第三項」を「第四項本文」に改める。

(輸入品に対する内國消費稅の徵收等)に關する法律施行令の一部改正
第三條 輸入品に対する内國消費稅の徵收等に關する法律施行令(昭和三十年政令第百号)の一部を次のように改正する。

第十三條第三項に次のただし書を加える。
ただし、關稅定率法施行令第三十四條第三項の規定により同條第二項の規定が適用されない場合は、この限りでない。

第四條 電子情報処理組織による輸出入等關連業務の處理等に關する法律施行令の一部改正
(電子情報処理組織による輸出入等關連業務の處理等に關する法律施行令(昭和五十二年政令第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項第二号下中「別表第三号」の下に、「第六号」を加える。
別表第四号中「同條第七項」の下に、「第八項若しくは第十項」を加え、「同條第八項」を「同條第十一項」に、「同條第九項」を「同條第十二項」に改め、同表第六号中「提示」の下に「又は同條第十二項ただし書の規定による報告若しくは許可の申請」を加え、同表第八号中「第十八條第一項ただし書(入出港の簡易手続)」の規定に基づき行われる同法第十五條第一項の規定による報告若しくは同條第二項の規定による書面の提出、同法」を削り、「第十八條第二項」の下に「(入出港の簡易手続)を加え、若しくは書面の提出」を削り、「第十五條第七項」を「第十五條第十項」に、「同條第八項」を「同條第十一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、關稅定率法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十九号)次項において「改正法」といふ。附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條及び第三條の規定 平成二十四年十月一日

二 第一條中關稅法施行令第九十一條の次に二條を加える改正規定 平成二十五年一月一日

(關稅法の一部改正に伴う経過措置)

2 改正法第一條の規定による改正後の關稅法(昭和二十九年法律第六十一号。以下この項において「新關稅法」といふ)第十五條第七項及び第八項の規定は、これらの項に規定する積荷であつて、この政令の施行の日後に第一條の規定による改正後の關稅法施行令第十二條第七項本文に定める時(同項ただし書の規定によりその時まで)に新關稅法第十五條第七項及び第八項の規定による報告を行うことが困難なものであるとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時に適用する。

財務大臣 安住 淳
内閣總理大臣 野田 佳彦

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年七月四日

内閣總理大臣 野田 佳彦

政令第百八十三号
麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令。内閣は、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)別表第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令(平成二年政令第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一條中第八十号を第八十四号とし、第七十五号から第七十九号までを四号ずつ繰り下げ、第七十四号を第七十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十八 一(一)ニ(四)メチレンジオキシフェニル 一(二)ピロリシニール 一(三)ペンタン一

一オン及びその塩類

第一條中第七十三号を第七十六号とし、第六十一号から第七十二号までを三号ずつ繰り下げ、第六十号を第六十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十三 一(一)メチルフェニル 一(二)メチルフェニル 一(三)プロパン一オン及びその塩類

第一條中第五十九号を第六十一号とし、第四十九号から第五十八号までを二号ずつ繰り下げ、第四十八号を第四十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十一 一(一)RS-3SR 一(二)ヒドロキシ 一(三)メチルノナンニール 一(四)フェニル

一(五)シクロヘキサニール 一(六)ヒドロキシ 一(七)メチルノナンニール 一(八)メチルノナンニール

第一條中第四十七号を第四十八号とし、第四十六号の次に次の一号を加える。

四十七 一(一)ナフタレニル 一(二)ペンチル 一(三)インドールニール 一(四)メタノン及びその塩類

附則
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 小宮山 洋子
内閣總理大臣 野田 佳彦



24教健第338号
平成24年 7月18日

豊橋市立豊橋高等学校長
瀬戸市立瀬戸養護学校長
豊田市立豊田養護学校長 殿
各教育事務所長・支所長
各 県 立 学 校 長

愛知県教育委員会健康学習課長

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の
一部を改正する政令の施行について（通知）

このことについて、平成24年7月6日付けで文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課から別添のとおり事務連絡がありましたので、適切に対応してください。

なお、新たに麻薬に指定された4物質は、「脱法ハーブ」等として流通していた製品から検出が確認されたものです。「脱法ハーブ」等として販売される製品には、どのような成分が含まれているか不明なものが多く、使用により健康被害を引き起こすおそれがある非常に危険なものであり、麻薬等法律で厳しく規制されている物質が含まれている可能性もあることに留意し、引き続き、薬物乱用防止について指導をお願いします。

また、教育事務所・支所にあつては、管内の市町村教育委員会に対し周知をお願いします。

担 当 保健グループ（三浦）
電 話 052-954-6794（ダイヤルイン）
ファックス 052-954-6965